

申請は、お済みですか？

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に影響を受けた

# 中小企業者・個人事業主の方へ

申請期限は、令和3年1月29日（金）までです。対象となる事業者の方は、お早めにご申請ください。

利根町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し事業の経営に支障が生じている町内の事業者等に対して、安定的な事業活動の維持及び継続のための支援として、助成金を交付しています。

●飲食店・飲食料品小売業の方

① 利根町小規模事業者緊急経営支援助成金

一律 30 万円

●飲食店・飲食料品小売業以外の方

② 利根町中小企業者等経営支援助成金

法人 30 万円  
個人事業主 20 万円

## ① 利根町小規模事業者緊急経営支援助成金 (飲食店・飲食料品小売業)

▶対象となる事業者 ※詳しくは、お問い合わせください。

- (1) 申請日時点で、町内で1年以上継続して営業している飲食店・飲食料品小売業
- (2) 助成金受領後も経営を継続する意欲があること
- (3) 新型コロナウイルス感染症に起因して、2020年2月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上げが20%以上減少した月が1か月あること
- (4) 町税等を滞納していないこと（徴収の猶予が認められたものは除きます） など

▶助成金額

1事業者あたり（1回のみ）30万円

▶申請方法（次の必要書類を下記まで提出してください。）

- (1) 利根町小規模事業者緊急経営支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 誓約書及び同意書（様式第2号）
- (3) 令和元年度の確定申告書類の控え等の写し（確定申告書類は、青色申告と白色申告で必要書類が異なります。）
- (4) 売上げ減少（△20%以上）した月の売上高等が分かる帳簿等の写し
- (5) 口座振替依頼書

※その他、飲食及び飲食料品小売業を主たる事業としていることが確認できる書類等の提出をお願いする場合がございます。

## ② 利根町中小企業者等経営支援助成金 (飲食店・飲食料品小売業以外)

▶対象となる事業者 ※詳しくは、お問い合わせください。

- (1) 申請日時点で、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等で、町内に主たる事業所や店舗等を有している法人及び個人事業主、または町内に住所を有する個人事業主
- (2) 前年の事業収入の平均月額が、法人は15万円以上、個人事業主は10万円以上であること
- (3) 新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月から令和2年12月のうち、前年の同月比で売上げが20%以上減少した月があること
- (4) 助成金受領後も事業を継続する意欲があること
- (5) 町税等を滞納していないこと（徴収の猶予が認められたものは除きます）
- (6) 利根町小規模事業者緊急経営支援助成金の交付対象者でないこと など

▶助成金額

1事業者あたり（1回のみ）法人 30万円 個人事業主 20万円

▶申請方法（次の必要書類を下記まで提出してください。）

- (1) 利根町中小企業者等経営支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 誓約書及び同意書（様式第2号）
- (3) 口座振替依頼書
- (4) 通帳の写し（振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が記載されたページ）
- (5) 令和元年分の確定申告書類の控え（写し）
- (6) 売上げ減少（△20%以上）した月の売上高等が分かる帳簿・売上台帳等の写し

※上記のほか、個人事業主の方は、本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要になります。また、確定申告書類は、青色申告と白色申告で必要書類が異なりますので、必ず事前にご確認ください。

令和2年  
11月1日から  
対象となる個人事業主の  
住所要件が拡大  
されました

事業者の皆さまへ

## 「いばらきアマビエちゃん」の登録にご協力ください！

●いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金のご案内

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立するため、陽性者との接触可能性を通知するシステム「いばらきアマビエちゃん」に登録いただいた方に対して「いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金」を支給いたします。詳しくは、県HPをご確認ください。

対象▶条例で登録の義務が定められている事業者

支給額▶1事業者3万円 申請期限▶12月31日（木）

【お問い合わせ先】県中小企業課 ☎029(301)5472

茨城県HP▶



【注意】利根町から交付された「小規模事業者緊急経営支援助成金」及び「中小企業者等経営支援助成金」は、厳しい経営状況にある事業者の経営継続を支援するため交付されるもので、税務上は、課税対象となり、益金（個人事業者の場合は総収入金額）算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に法人税・所得税の課税対象とはなりません。詳しくは、税理士などにご相談ください。

申請先  
問い合わせ先

利根町役場 経済課 商工観光振興係  
〒300-1696 利根町布川841-1 電話0297-68-2211 内線440・441

町公式HP▶

